指導計画案【悪質商法を許さない！】

指導案作成：大原弘子（栃木県立宇都宮中央女子高等学校）

1.科目・単元名

家庭基礎（教育図書「新家庭基礎」準拠）

第7章　消費生活・環境

　2　かしこい消費者になろう

2　消費者問題の現状と課題

　　　4　消費者の権利と責任

2.単元の目標

・悪質商法被害を予防する知識や態度を獲得する。

　　・トラブルにあった場合も、適切に対処することができる。

3.評価基準

・悪質商法にあわないよう、注意点を知る。

・トラブルに巻き込まれた場合の対処法、相談先を知る。

・相談することの社会的な効果を理解する。

4.本展開例の特色

　日本で消費者教育の必要性が認識されたのは、1980年代前半に発生した豊田商事事件であった。卑劣な手口もさることながら、疑うことなく信じてしまった消費者の多さが問題になった。そのため初期の消費者教育は、悪質商法に騙されない消費者を育てることを目的とした。

2004年に消費者保護基本法が消費者基本法に改正されたのを機に、消費者は保護されるだけでない自立した主体となり、事業者と対等な力を持つことを目指す存在になった。さらに2012年に制定された消費者教育推進法では、自らと将来の世代の利益を考え、内外の社会情勢や地球環境まで考慮して消費行動をとる「消費者市民」の育成が求められている。

　本展開例では、まず、悪質商法の種類、騙されないための基礎的な心得、被害にあってしまった場合の対処法を学ぶ。発展して、公的機関に相談することの社会的意義を知ることをまとめとした。

相談の目的は、まずは自分の被害の回復である。しかしそれのみにとどまらず、個々の相談内容は集約され、事例が多い場合は被害の拡大を防ぐために注意喚起が行われる。再発防止に向けて事業者に対する指導が行われ、新たな規制や法律の制定につながっていく。つまり、様々な形で社会にフィードバックされる。

過剰な自己利益追求や事業者批判のみのクレーマー行為は戒められるべきであるが、正当な相談は、「消費者の8つの権利」「消費者の5つの責任」にも含まれる行為である。泣き寝入りせず行動することが、消費者問題のない社会を育むことになるのである。

5.授業展開例（50分）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 教師の支援と留意点 | 大人ドリル（教科書） | 配時 |
| 導入 | ★性格診断テストをしてみよう。自分はどのタイプかな？★クラスの中で、同じタイプの人を探して集まろう。 | ・移動や話し合い、発表が可能な環境を用意する。・速やかに移動できるよう配慮する。（動物のタイプ別に挙手をさせる、集まる位置を指定するなど）・1人のグループもありうる。 | P18.19 | 6分 |
| 展開 | ★グループごとにまとめる　　・どんなタイプか　　・気を付けるべき商法　　・どんな商法か　　・具体的な例　　・騙されないために気を付けたいこと★グループごとに発表する | ・すぐに書き込めるプリントを、作成しておく。＊１・身近で具体的な実体験の例をできるだけ引き出したい。・「私たちは、〇〇〇〇します。」という宣言の形や、標語調、五七五調などを指定するのも楽しい。・事例研究や、ロールプレイイングに発展させることも可能である。 | P20.21(P159) | 10分14分 |
| まとめと発展 | ★もし悪質商法に引っかかってしまったらどうする？★そのほかの困ったときの相談先はどこかな？★相談するとどんな良いことがあるだろう。★どんな「おとな」になりたいですか？ | ・消費者ホットライン「188」（イヤヤ）に電話すると相談に乗ってもらえることを確認する。・いろいろな相談窓口があることを伝える。・相談には複数のメリットがある自分の被害を回復。被害の予防、早期発見、拡大防止。・相談することは、「消費者の8つの権利」「消費者の5つの責任」に含まれる行為である。・吹き出しの中に言葉を書く。・書いたことを共有し、互いに励ましあう。 | P23P22裏表紙裏(P160)(P161)(P164)P24 | 12分8分 |